

次のとおり条件付き一般競争入札を行うので公告する。

なお、本入札は、建設工事に係る条件付き一般競争入札（事後審査・郵送方式）実施要領（平成20年10月1日施行。以下「実施要領」という。）及び有田市建設工事等競争契約入札心得（平成20年10月1日施行。以下「入札心得」という。）を準用して実施するものとする。ただし、この入札公告の記載事項は、実施要領及び入札心得に優先するものとする。

令和元年7月12日

有田市長 望月良男

1 入札に付する委託業務の概要

事業年度・業務番号	令和元年度
業務名	有田市庁舎長寿命化改修工事实施設計業務委託
業務概要	(1) 業務内容 ア 庁舎長寿命化改修工事に係る実施設計 (2) 対象となる計画施設概要 ア 施設名称 有田市庁舎 イ 施設用途 事務所 ウ 敷地所在地 有田市箕島50番地 (3) 敷地条件・都市計画制限等 ア 敷地面積 3,283.67㎡ イ 用途地域 近隣商業地域（防火地域指定なし） ウ 建ぺい率 80% エ 容積率 300% 業務場所 有田市箕島地内 業務期間 令和2年3月17日まで 予定価格 金33,048,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。） 最低制限価格 無 入札保証金 免除 契約保証金 契約金額の10%以上とする。 支払条件 前払金 有（契約金額の30%以内。10万円未満切り捨て。） 部分払 有

2 入札に参加するものに必要な資格に関する条件

単体企業又は共同企業体であって、入札書を提出した日から落札業者を決定する日までの間、次に掲げる要件をすべて満たしているものとする。ただし、単体企業又は共同企業体いずれかでの参加しか認めないものとする。

(1) 単体企業

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けている者であること。
- ウ 建築士法第26条第2項に基づく戒告処分を受けた日から3月を経過していない者でないこと。または、同項に基づく閉鎖処分を受け、同処分期間を過ぎた日から3月を経過していない者でないこと。
- エ 測量・建設コンサルタント（建築工事の設計・監理）として、有田市建設工事及び委託業務請負業者資格審査要綱（平成11年訓令第18号）第5条に基づく入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更正手続または再生手続開始の決定を受けている者を除く。
- カ この入札に参加しようとする者との間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

（ア）資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

- ① 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合
- ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

（イ）人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- ① 一方の会社等の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあつては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合
- ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

（ウ）その他入札の適正さが阻害されうると認められる場合

- ① 複数の単体企業により構成される組合等（以下「組合等」という。）とその組合等を構成する単体企業の場合
- ② その他上記（ア）又は（イ）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

- キ 主たる営業所（本社・本店）が、和歌山県内に所在する者であること。
 - ク 和歌山県より、和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等の措置要綱に基づく入札参加資格停止を受けている期間中でない者であること。
 - ケ 有田市建設工事等契約に係る入札参加資格停止等の措置要綱（平成20年訓令第2号。以下、「参加資格停止要綱」という。）に基づく入札参加資格停止を受けている期間中でない者であること。
 - コ 有田市建設工事等暴力団排除に関する措置要綱（平成22年有田市訓令第47号）別表第2左欄に掲げる措置要件のいずれにも該当しない者であること。
 - サ 一級建築士が3名以上在籍している者（当該企業に在籍する期間が入札書提出日において3か月を経過している者に限る。）であること。
 - シ 平成11年4月1日から入札書を提出した日までに業務が完了した、延べ床面積3000㎡以上の建築物の大規模改修に係る設計業務^(注)を受託した実績がある者であること。
 - ス 平成11年4月1日から入札書を提出した日までに業務が完了した、延べ床面積3000㎡以上の建築物の大規模改修に係る設計業務^(注)において、管理技術者として従事した実績がある一級建築士（サに定める一級建築士に該当する者に限る。）を、本業務に管理技術者として配置できる者であること。
- （注） 設計業務の範囲が、建築物、機械設備及び電気設備のすべての項目に及ぶ設計業務に限る。

(2) 共同企業体

- ア 一共同企業体の構成員数は2者もしくは3者であること。
- イ 一構成員当たりの出資比率は、構成員数が2者の場合は30%以上、3者の場合は20%以上であること。
- ウ すべての構成員は、(1)のアからカまで及びクからコまでのすべての要件を満たす者であること。
- エ 各構成員に所属する一級建築士（当該企業に在籍する期間が入札書提出日において3か月を経過している者に限る。）の合計が3名以上であること。
- オ 構成員のいずれかが、(1)のシの要件を満たす者であること。
- カ 構成員のいずれかに在籍している(1)のスに定める一級建築士を、本業務に管理技術者として配置すること。
- キ 構成員に主たる営業所（本社・本店）が有田市内に所在する者を含んでいること。

3 入札参加手続き等

- (1) 本件入札においては、開札後に入札参加資格の審査を行うため、事前の入札参加申請手続き等は要しない。
- (2) 技術資料作成要領は、入札参加希望者に無料で次により交付する。
 - ア 交付期間 令和元年7月12日(金)から令和元年7月19日(金)までの有田市の休日を定める条例(平成3年有田市条例第23号)第1条に規定する市の休日(以下「休日」という。)を除く日の午前10時から午後4時まで
 - イ 交付場所 和歌山県有田市箕島50

有田市役所経営管理部総務課管財係

電話番号 0737-22-3750(管財係直通)

(3) 設計図書等の閲覧期間及び閲覧場所等

ア 閲覧期間 (2)のアに同じ

イ 閲覧場所 (2)のイに同じ

ウ その他設計図書等の電子データによる配布を希望する者は、未使用のCD-R(書き換えが可能なCD-RWは不可。)を持参すること。ただし、本入札に参加するために必要な要件を満たさないことが明らかな者には配布しない。

(4) 設計図書等に対する質問及び回答

ア 受付期間 令和元年7月17日(水)から令和元年7月19日(金)までの3日間。

受付期間最終日は午後4時までとする。

イ 受付方法 実施要領に定める質問書により直接持参、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で提出すること。(直接持参の場合、受付時間は午前9時から午後4時とする。)

なお、ファクシミリ又は電子メールのいずれかで提出した場合は、提出後、ウの受付場所に到着確認の電話をすること。

ウ 受付場所 和歌山県有田市箕島50

有田市役所経営管理部総務課管財係

電話番号 0737-22-3750(管財係直通)

F A X 0737-82-1725

e-mail somu@city.arida.lg.jp

エ 回答日 令和元年7月23日(火)

オ 回答の閲覧方法 総務課に掲示し、有田市ホームページ内に掲載する。

(有田市ホームページ <https://www.city.arida.lg.jp/>)

(5) 現場説明会は、行わない。

4 入札等

(1) 入札書等提出期間及び提出先

ア 提出期間 令和元年7月24日(水)から令和元年7月30日(火)まで

イ 提出先 〒649-0399

日本郵便株式会社 箕島郵便局留

有田市役所経営管理部総務課管財係 行

(2) 入札書等の提出について

ア 入札書等は、次の方法により郵送で提出すること。

(ア) 封筒に入札書、技術資料提出書(別記第1号様式)及び技術資料作成要領に定める技術資料、さらに共同企業体で入札に参加する者は共同企業体協定書(別記第2号様式)を封筒に入れ、封筒の表面に開札日、委託年度、業務名、業務場所、入札者の商号又は名称(共同企業体の場合は共同企業体名)、担当者の所属及び氏名並びに担当者連絡先(電話番号、ファクシミリ番号及び電子メールアドレス)を記載すること。

(イ) 入札書等は、一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により、郵送すること。

(ウ) 入札書等は、提出期間内に到達するように郵送すること。

イ 提出期間以外で到達した入札書等は、理由の如何にかかわらず受理しないものとする。

ウ 一度提出された入札書等の書換え、引換え又は撤回は認めないものとする。

エ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。なお、発注者と落札者とは落札価格で契約を締結し、契約締結後、業務成果品の引渡しの日までに消費税及び地方消費税の税率の改正が行われたときは、委託金額を改正後の消費税及び地方消費税の税率により算定した委託金額に変更するものとする。

(3) 入札書等の不受理について

実施要領第14条に掲げる入札書等は、不受理とする。

(4) 入札の無効について

実施要領第15条に掲げる入札は、無効とする。

(5) 失格について

実施要領第16条の各号に該当する者は、失格とする。

5 開札等に関する事項

(1) 開札は公開とする。

ア 開札日時 令和元年7月31日(水)午前11時30分

イ 開札場所 和歌山県有田市箕島50

有田市役所 3階 第1会議室

(2) 落札予定について

落札予定日 令和元年8月1日(木)

(3) 入札結果の公表

落札決定の翌日

(4) 公表方法

開札状況及び入札結果は、総務課に掲示し、有田市ホームページ内に掲載する。

(有田市ホームページ <https://www.city.arida.lg.jp/>)

6 落札者の決定方法

(1) 予定価格(消費税及び地方消費税を除く。)の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者(入札参加資格審査を行った結果、入札参加資格を満たさないと判断された者を除く。)を落札者とする。

(2) 入札執行者は、(1)の落札者に該当する者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。なお、当該者がくじ引きに参加できないときは、入札事務に関係のない職員にくじを引かせて決定するものとする。

7 留意事項

- (1) 入札の適正な競争性を確保するため、1 者のみが参加した入札は取り止めることとする。
- (2) 第4項(2)のエにも記載しているが、契約締結後、消費税及び地方消費税の改正税率の適用となる契約については、後日、改正税率による変更契約を行うこととなるので留意すること。